

結 果 の 概 要

1 人権侵犯事件

(1) 人権侵犯事件の推移

平成26年以降における全国の法務局及び地方法務局で取り扱った人権侵犯事件（人権が侵犯された疑いのある事件をいう。）の推移は、第1表のとおりである。

令和元年の人権侵犯事件の取扱総数は16,481件（うち新規救済手続開始（以下「新規開始」という。）件数は15,420件）、処理件数は15,404件となっており、対前年比では、取扱総数で17.6%、新規開始件数で19.1%、処理件数で18.7%それぞれ減少している。

また、平成26年を100とする指数では、取扱総数は71.5ポイント、新規開始件数は71.0ポイント、処理件数は70.9ポイントといずれも低下している。

第1表 人権侵犯事件の推移

年次	取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済	指 数 (平成26年=100)			
					取扱総数	(うち) 新規開始	処 理	未 済
平成26年	23,062	21,718	21,718	1,344	100.0	100.0	100.0	100.0
27	22,312	20,999	21,044	1,268	96.7	96.7	96.9	94.3
28	20,705	19,443	19,553	1,152	89.8	89.5	90.0	85.7
29	20,675	19,533	19,722	953	89.6	89.9	90.8	70.9
30	20,012	19,063	18,936	1,076	86.8	87.8	87.2	80.1
令和元年	16,481	15,420	15,404	1,077	71.5	71.0	70.9	80.1
	[対 前 年 比 (%)]							
令和元年	- 17.6	- 19.1	- 18.7	0.1				

(2) 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

平成26年以降における人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比は、第2表のとおりである。

令和元年の構成比は、申告（職員受）51.1%、申告（委員受）46.8%の順となっており、この2つで全体の98.0%を占めている。

第2表 人権侵犯事件の新規開始内訳による構成比

(単位:%)

年次	総数	申告 (職員受)	申告 (委員受)	人権擁護 委員の通報	関係行政 機関の通報	情報	移送
平成26年	100.0	42.8	53.8	0.0	0.2	3.1	0.0
27	100.0	43.9	52.6	0.0	0.1	3.4	0.0
28	100.0	46.1	52.0	—	0.1	1.9	0.0
29	100.0	47.7	51.1	—	0.1	1.0	0.0
30	100.0	52.2	46.7	—	0.2	1.0	0.0
令和元年	100.0	51.1	46.8	—	0.8	0.9	0.3

(3) 新規開始事件の種類別指数の推移

平成26年以降における人権侵犯事件の新規開始の種類別指数の推移は、第3表のとおりである。

平成26年を100とする指数では、私人等に関するものが69.4ポイント、公務員等の職務執行に関するものが75.2ポイントといずれも低下している。私人等に関するものうち、プライバシー（105.7ポイント）は上昇している一方、暴行・虐待（55.6ポイント）、住居・生活の安全（56.1ポイント）などは低下している。

なお、令和元年の人権侵犯事件の新規開始件数は15,420件となっており、前年に比べ19.1%減少している。

第3表 人権侵犯事件の新規開始の種類別指数の推移

種 類	指 数 (平成26年=100)						令和元年		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	件 数	前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	100.0	96.7	89.5	89.9	87.8	71.0	15,420	- 19.1	100.0
私人等に関するもの	100.0	94.9	89.3	91.9	92.1	69.4	10,937	- 24.6	70.9
暴行・虐待	100.0	91.0	87.5	77.9	66.5	55.6	2,298	- 16.4	14.9
差別待遇	100.0	85.3	78.6	90.3	70.8	73.2	636	3.4	4.1
プライバシー	100.0	110.5	118.9	130.1	108.6	105.7	2,197	- 2.7	14.2
労働権	100.0	110.8	94.4	91.9	93.8	81.8	1,836	- 12.8	11.9
住居・生活の安全	100.0	84.6	75.1	89.3	114.6	56.1	1,828	- 51.0	11.9
強制・強要	100.0	93.4	86.0	86.9	98.0	70.8	1,647	- 27.8	10.7
その他	100.0	87.8	86.1	92.3	91.3	58.7	495	- 35.7	3.2
公務員等の職務執行に関するもの	100.0	101.3	90.2	84.7	76.4	75.2	4,483	- 1.6	29.1
警察官	100.0	89.7	83.6	89.3	74.3	115.4	247	55.3	1.6
教職員	100.0	100.4	90.1	85.3	73.5	65.3	983	- 11.1	6.4
その他	100.0	102.2	90.5	84.2	77.5	76.6	3,253	- 1.1	21.1

(4) 人権侵犯事件の処理状況

平成26年以降における人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移は、第4表のとおりである。

令和元年における人権侵犯事件の処理件数は15,404件で、前年に比べ18.7%減少している。

構成比については、援助が全体の89.1%を占め、次いで、侵犯事実不明確（4.5%）、要請（3.3%）となっている。

また、処理率は、93.5%と前年に比べ1.1ポイント低下している。

第4表 人権侵犯事件の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	構成比					
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
援助	90.2	90.9	89.8	89.9	92.0	89.1
調整	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3
要請	3.1	2.3	3.3	3.4	2.5	3.3
説示	2.0	1.2	1.5	0.4	0.3	0.6
勧告	0.0	—	0.0	—	—	—
通告	—	—	—	—	—	—
告発	—	—	—	—	—	—
措置猶予	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
侵犯事実不存在	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
侵犯事実不明確	2.9	3.9	3.8	5.0	4.1	4.5
打ち切り	0.6	0.8	1.0	0.7	0.7	1.5
中止	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
移送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
啓発	0.7	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2
処理率	94.2	94.3	94.4	95.4	94.6	93.5

(注) 1 統計表第1表「種別別 人権侵犯事件の受理及び処理件数」中の「援助」から「啓発」までの各区分を全て合算した数値（総数：15,516件）を基に算出したものである（19-00-1の脚注4参照）。

$$2 \text{ 処理率} = \frac{\text{処理件数}}{\text{取扱総数}} \times 100$$

2 人権相談

(1) 人権相談の受理状況

令和元年に全国の法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談（人権問題に関して国民の相談に応じ、その過程で必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする活動をいう。）の種類別受理件数及び取扱別件数は、それぞれ第5表及び第6表のとおりである。

種類別の件数については、総数203,570件のうち、私人等に関するものが177,524件で全体の87.2%を占めている。

また、取扱別の件数については、常設相談所が183,610件で全体の90.2%、特設相談所が18,775件で同じく9.2%、人権擁護委員が自宅で取り扱った相談件数は1,185件で同じく0.6%となっている。

また、人権相談の取扱者別で見ると、人権擁護委員が107,837件で全体の53.0%、職員が95,733件で同じく47.0%となっている。

第5表 人権相談の種類別受理件数

種 類	件 数 (構成比 (%))
総 数	203,570 (100.0)
私 人 等 に 関 す る も の	177,524 (87.2)
暴 行 ・ 虐 待	8,750 (4.3)
差 別 待 遇	5,242 (2.6)
プ ラ イ バ シ ー	9,442 (4.6)
労 働 権	10,272 (5.0)
住 居 ・ 生 活 の 安 全	35,465 (17.4)
強 制 ・ 強 要	11,453 (5.6)
そ の 他	96,900 (47.6)
公 務 員 等 の 職 務 執 行 に 関 す る も の	26,046 (12.8)
警 察 官	3,083 (1.5)
教 職 員	5,860 (2.9)
そ の 他	17,103 (8.4)

第6表 人権相談の取扱別件数

取 扱	件 数 (構成比 (%))
総 数	203,570 (100.0)
常 設 相 談 所	183,610 (90.2)
職 員 取 扱	95,455 (46.9)
委 員 取 扱	88,155 (43.3)
特 設 相 談 所	18,775 (9.2)
職 員 取 扱	278 (0.1)
委 員 取 扱	18,497 (9.1)
人 権 擁 護 委 員 自 宅	1,185 (0.6)

(2) 人権相談の処理状況

平成26年以降における人権相談の処理区分別構成比の推移は、第7表のとおりである。

令和元年における人権相談の処理状況は、助言が全体の65.7%を占め、次いで、切替えが6.8%となっており、例年に比べ大きな変動はない。

第7表 人権相談の処理区分別構成比の推移

(単位:%)

処理区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
助言	72.5	71.3	70.0	66.8	65.4	65.7
切替え	7.9	8.0	7.8	7.9	8.0	6.8
通報	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紹介	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
その他	19.3	20.3	22.0	25.1	26.3	27.3